

# 緑化重点地区の取り扱い等について

---

1. 緑化重点地区の拡大について
2. 現在定めている6地区の緑化重点計画について
3. 現在定めている4地区の保全配慮計画について

# 1. 緑化重点地区の拡大について

## 【前回】令和3年3月 第5回みどりのまちづくり審議会

市民緑地認定制度の導入を見据えた緑化重点地区の拡大について検討

### ◆賛同のご意見

- ・ 市民緑地認定制度が緑地の増加や緑化する可能性を高めるのであれば地区拡大してよい。

### ◆条件付きで賛同のご意見

- ・ 民有地活用の可能性が高まり、市民緑地認定制度活用の具体的な提案があるならば了承。
- ・ 6地区の政策的な位置づけを薄めないことを前提であれば了承。

### ◆拡大へ難色を示すご意見

- ・ 拡大することについて根拠が少ないため、現時点では了承しがたい。



緑化重点地区の拡大については、緑の基本計画改定に向けた本格的な議論を経て、慎重に検討する。

## 2. 現在定めている6地区の緑化重点計画について

### ■ 緑化重点計画の検討の進め方

#### 第3回（H29.10.24）での報告内容

- “市域全体のみどりのあり方”や“まちづくりの動向”等を踏まえ、優先順位の高い地区から審議を進め、審議が完了した地区ごとに中間答申を頂く。
- 諮問から概ね5年（令和3年度）を目処に最終答申を頂く。
- 令和3年度までに、まちづくり動向等がない地区については、他地区の答申を踏まえ、今後の方針を答申として頂く。



#### 今後の進め方と計画のアウトプット

- 6地区の緑化等の方針（緑化重点計画）について、引き続き、地区ごとに審議を進め、令和4年度までに議論を終え、とりまとめる。緑化重点計画は、民間開発におけるみどりの創出を誘導するだけでなく、公共のみどりの整備や管理等の大きな方向性を示すものとしてとりまとめる。
- とりまとめた緑化重点計画は、次期・緑の基本計画の中に盛り込み、各地区の中長期的なみどりのまちづくりの方向性を示すものとしても位置づける予定。

## 2. 現在定めている6地区の緑化重点計画について

### ■緑化重点計画 各地区の審議スケジュール（案）

年度 地区名	~R2	R3		R4
	~第5回	第6回	第7回	第8回~
A-1 大阪	<b>確定</b>			
A-2 新大阪				現状分析 課題抽出 → 素案 → <b>確定</b>
B なんば・天王寺 ・あべの			現状分析 課題抽出 → 素案 → <b>確定</b>	
C 大阪城周辺	素案 → <b>確定</b>			
D 御堂筋周辺			現状分析 課題抽出 → 素案 → <b>確定</b>	
E 中之島周辺			現状分析 課題抽出 → 素案 → <b>確定</b>	
F 夢洲・咲洲・舞洲				現状分析 課題抽出 → 素案 → <b>確定</b>

※「素案」は各地区の緑化等の方針(素案)の提示、「確定」は各地区の緑化等の方針(案)の確定を示す。

### 3. 現在定めている4地区の保全配慮計画について

#### ○保全配慮地区の設定の考え方

大阪の個性を特徴づける自然・歴史・文化の“みどりの骨格”を形成する地域を中心に、風致地区内で寺社・仏閣等の民有地と公共空間とが一体となって一団の“みどり”を形成している地区、4地区を指定

#### ○保全配慮計画とは

市内における緑地の状況等を踏まえ、

- ・風致景観の保全の観点
- ・生態系の保全の観点
- ・自然とのふれあいの場の提供の観点

から、みどりの保全に関する将来像を定めた

**『地区毎の特性に応じた、緑地の保全を実現するための計画』**



### 3. 現在定めている4地区の保全配慮計画について

#### ■ 保全配慮計画の検討の進め方

#### 第3回（H29.10.24）での報告内容

- 全地区、同時並行に検討を進めるが、地権者の多さを鑑みて、地権者少数の地区は令和元年度、多数の地区は令和3年度を目途に検討を行う。



#### 今後の進め方

- 令和4年度は、各地区の現況や課題を整理し、各地区で緑地保全の基本的な考え方をとりまとめ、令和5年度には、各地区の地域（土地所有者等）とも合意形成を図りながら、各地区における緑地保全の基本方針や具体的な保全策を検討する。